

令和7年度

下水道使用料適正化 報告書

# 未来につなぐ安心・安全な下水道： 利根町 下水道使用料 適正化へのプロセス

- 1 これまでの経緯
- 2 利根町の下水道事業
- 3 下水道事業の経営状況
- 4 使用料適正化の方向性について
- 5 使用料改定について
- 6 使用料体系（案）について
- 7 協議会で採択された使用料体系（案）
- 8 答申書における付帯意見



# 1 これまでの経緯

## 1-1 利根町下水道事業運営協議会のスケジュール

### 令和6年度

- 人口減少や物価上昇等の社会情勢の変化を踏まえた実効性のある計画とするため、令和7年3月に「利根町下水道事業経営戦略」を見直しました。
- 改定に当たっては、「利根町下水道事業運営協議会」において全5回の審議を行いました。

### 令和7年度

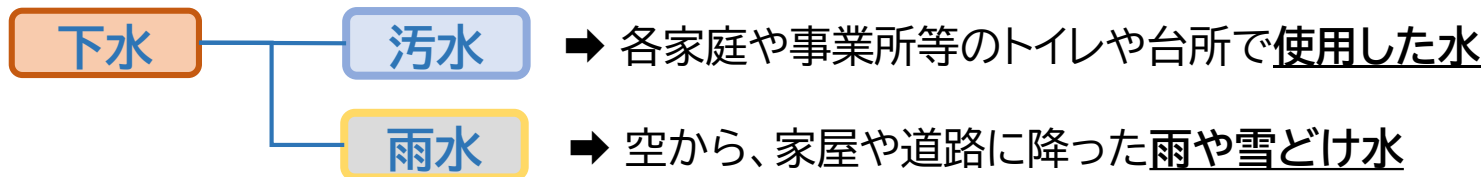
- 経営戦略に基づき、下水道使用料の適正化について検討を行いました。

年	月	項目	内容
R7	8月	第1回協議会（8/8）	・経営戦略の振り返り ・使用料体系、他団体比較 ・使用料適正化の方向性
	10月	第2回協議会（10/1）	・使用料適正化の水準
	11月	第3回協議会（11/12）	具体的な使用料体系（案）の提示・協議 ・基本使用料の設定 ・従量使用料の設定（累進度、水量区分） ・基本水量の有無
	12月	第4回協議会（12/19）	使用料（案）の決定
R8	1月	第5回協議会（2/6）	答申（案）の決定

## 2 利根町の下水道事業

### 2-1 下水道事業の役割

下水道は、安全で快適な生活環境の確保や良好な水循環の形成に必要な不可欠な役割を担っています。



利根町は、汚水と雨水を別々の下水道管で集め、汚水は処理場へ、雨水はそのまま川へ流す分流式を採用しています。

#### 水害防除



雨水を排除し水害を  
防除する

#### 公衆衛生の向上



汚水が滞留しないように排除し、  
清潔で快適な生活環境を確保する

#### 公共用水域の水質保全



汚水を適切に処理することで  
河川や海の水質を保全する

## 2 利根町の下水道事業

### 2-2 下水道事業経営の原則

#### 独立採算制の原則

事業に伴う収入（下水道使用料）によって経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「**独立採算制の原則**」が適用されます。

#### 雨水公費・汚水私費の原則

下水道事業における経費負担区分の基本前提として、雨水処理は公費、汚水処理は私費という「**雨水公費・汚水私費の原則**」があり、雨水処理に要する経費など、公費（一般会計負担金：税金）で負担すべき経費は、国により「**繰出基準（基準内繰出）**」として定められています。

#### 受益者負担の原則

汚水処理に要する経費は、下水道使用料で賄うことが原則です。これは、汚水を排除する人（原因者）が特定されていることや、下水道を利用して快適な生活ができるという利益を受けている人（受益者）が特定されているため、利益を受けている人が経費を負担するという「**受益者負担の原則**」の考えによるものです。

## 2 利根町の下水道事業

### 2-3 流域下水道について

利根町単独での処理場を持たず、  
県の流域下水道へ接続し、茨城県  
が処理しています。

(町は県に対して負担金を払う)

### 流域下水道の効果

- ① 流域内の下水道整備を一体として行う事により水質保全を効率的に図ることができる。
- ② 下水処理場の数を減らし、適切な立地場所を選定することにより、下水処理に必要な用地面積を全体的に節約できる。
- ③ 流入する下水水量及び水質が平準化され、安定した処理水質を得ることができる。



## 3-1 下水道事業の現状と課題

### 【利根町下水道事業の概要】

区分	項目	単位	
供用開始年度		昭和52年度	
計画値	全体計画人口	人	15,798
	全体計画面積	ha	805
令和5（2023） 年度末現状値	行政区域内人口	人	15,271
	処理区域内人口	人	13,496
	水洗化人口	人	13,169
	行政区域面積	ha	2,486
	処理区域面積	ha	393
	普及率	%	88.4%
	水洗化率	%	97.6%

### 【前回計画と実績の比較】

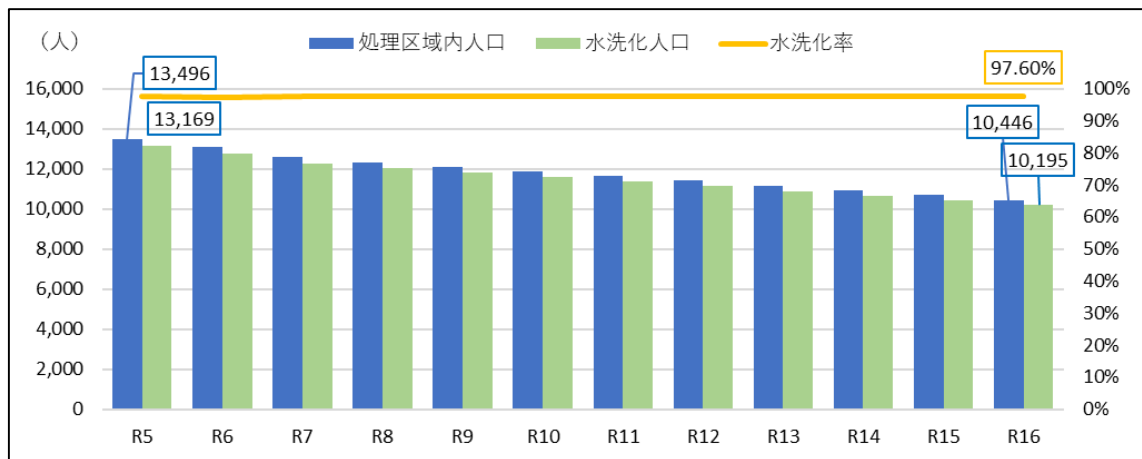
項目	単位	令和5（2023）年度		
		実績	前回計画時 見込み	差異
経費回収率	%	87.8%	89.9%	-2.1%
使用料単価	円	131.68	129.43	2
汚水処理原価	円	150.00	143.95	6
水洗化率	%	97.6%	97.8%	-0.2%
地方債残高	千円	519,006	538,406	-19,400
一般会計繰入金	千円	42,788	77,926	-35,138

\* 経費回収率 … 使用料で回収すべき経費を、どの程度賄えているかを表した指標

- 行政区域内人口のうち、公共下水道の処理区域内人口の割合である普及率は88.4%、処理区域内人口のうち、実際に公共下水道へ接続して汚水処理している人口の割合である水洗化率は97.6%となっています。
- 経費回収率が100%を下回る状況が続き、汚水処理費を賄えていないため、汚水処理費の抑制を図りつつ、適正な使用料金の検討を行い、収入と支出のバランスを均衡させる必要があります。
- 今後施設の老朽化に伴い改築や更新の費用も増加していくため、改築・更新に備えた財源を安定的に確保するとともに、特定の時期に更新が集中しないようストックマネジメントの考え方に基づく投資を実施していく必要があります。

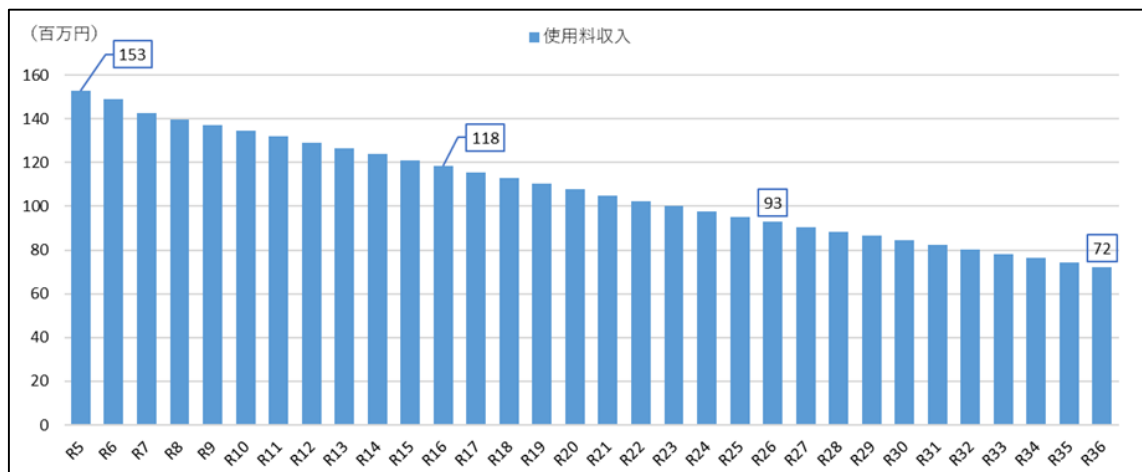
## 3-2 将来人口と使用料収入の見通し

### ■ 処理区域内人口・水洗化率



- 国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本町の行政区域内人口は年々減少し、令和16（2034）年度には令和5（2023）年度から約3千人減少し11,820人、30年後の令和36（2054）年度には7,209人と約半減となる見通しです。
- 本町の水洗化率は高い値を示していますが、人口の減少の影響を受け、処理区域内人口及び水洗化人口も同様に減少する見通しです。

### ■ 使用料収入（税抜）

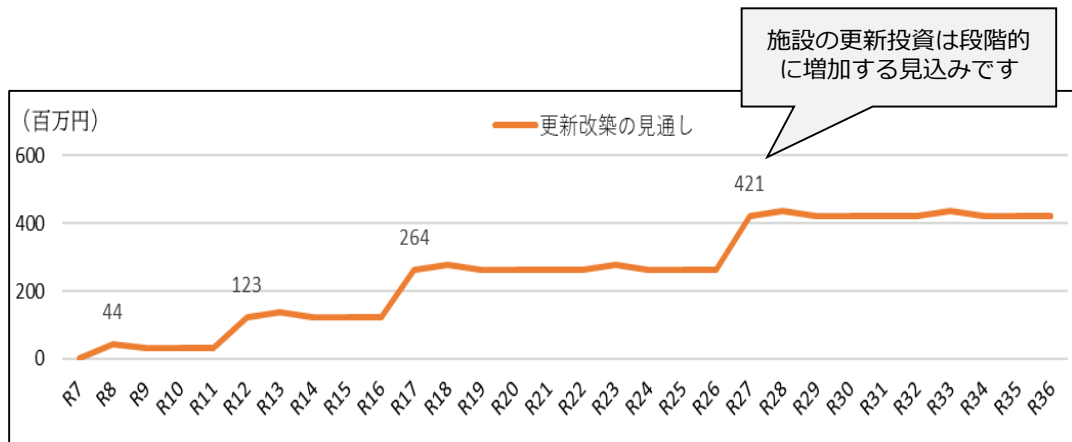


- 年間有収水量も水洗化人口に連動し減少し、令和16（2034）年度には、令和5（2023）年度に対して約77%まで減少する見通しです。
- 年間有収水量の減少に伴い、使用料収入（税抜）も年々減少し、令和16（2034）年度は、118百万円、令和36（2054）年度には72百万円となる見通しです。

## 3-3 投資・財政計画

### (1) 投資計画

- 供用開始から50年以上経過し法定耐用年数を迎える管渠が増加することから、今後の投資の中心は、更新投資となります。
- スtockマネジメントの考え方にに基づき、特定の年度に更新投資費用が集中しないよう平準化と、ダウンサイジング等による更新投資費用の抑制に努めます。



### (2) 財政計画の目標

- 安定した経営のため、**経常収支比率100%以上**を維持します。
- 投資に必要な財源の確保にあたり、企業債については、世代間の公平性の確保に不可欠であり、償還金や利子等により経営が圧迫されないように努めます。

### (3) 収支計画

(百万円)

年度	R7	R8	R9	R10	R11 (中間)	R12	R13	R14	R15	R16 (10年目)
収益的収入	664	639	624	563	569	507	483	449	434	438
収益的支出	663	637	622	560	566	504	480	447	433	433
当年度純利益	1	1	3	3	3	3	3	2	1	5
資本的収入	53	42	60	40	58	91	101	80	100	79
資本的支出	97	90	104	77	95	178	179	156	171	147

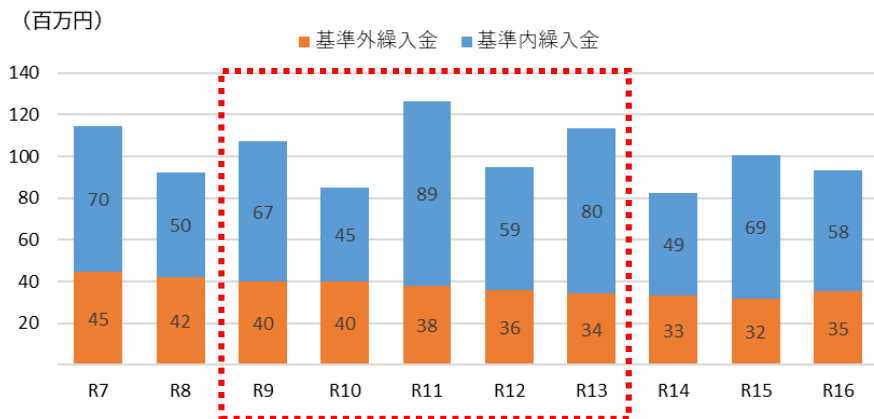
## 3-4 使用料改定の必要性の判断

- 使用料算定期間においては、収支バランスが概ね均衡し、経常収支比率（経常費用と経常支出の比率）は100%以上を維持し、赤字は発生しない見通しです。
- ただし、収益の不足分は一般会計からの繰入金（基準外繰入金）で賄っており、算定期間中も年平均38百万円の基準外繰入金が発生する見通しです。
- また、汚水処理費を使用料収入でどの程度賄えているかを表す経費回収率は、算定期間中約79.8%となっており、100%を下回り続ける見込です。

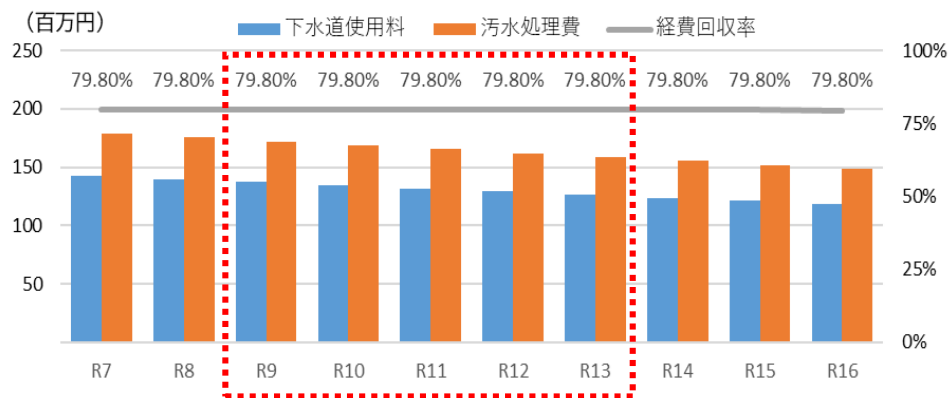


経営戦略の目標である**経常収支比率100%以上**を維持するためには、基準外繰入金の削減と使用料の適正化が必要不可欠であることから、**使用料改定は必要であると判断**しました。

### ■ 一般会計繰入金の推移



### ■ 経費回収率の推移

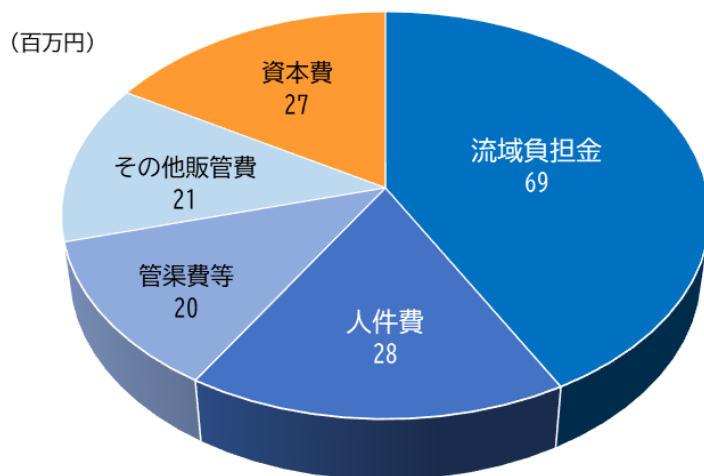


## 4 使用料適正化の方向性について

### 4-1 使用料改定の算定期間

- 経営戦略の財政計画から、**令和9（2027）年度から令和13（2031）年度の5年間**を使用料改定の算定期間としました。（「下水道使用料の基本的考え方」（公社）日本下水道協会に基づき設定）
- 算定期間内の下水道使用料対象経費とは、汚水処理に係る経費のうち、公費負担分を除いた下水道使用料で負担すべき経費のことです。
- 年換算した収支不足額は**3千3百万円**となり、対象経費に対する使用料収入（現行使用料）の割合は79.8%であり、**20.2%の使用料収入が不足**している状況となります。
- 投資・財政計画においては、営業外収益として一般会計繰入金により収支均衡を維持していますが、この収支不足額を使用料改定で解消し適正な使用料とする場合、**改定率25%の使用料改定が必要**となります。（120円/m<sup>3</sup> → 150円/m<sup>3</sup>）

汚水処理費の内訳



## 4 使用料適正化の方向性について

### 4-2 使用料適正化にあたっての留意事項

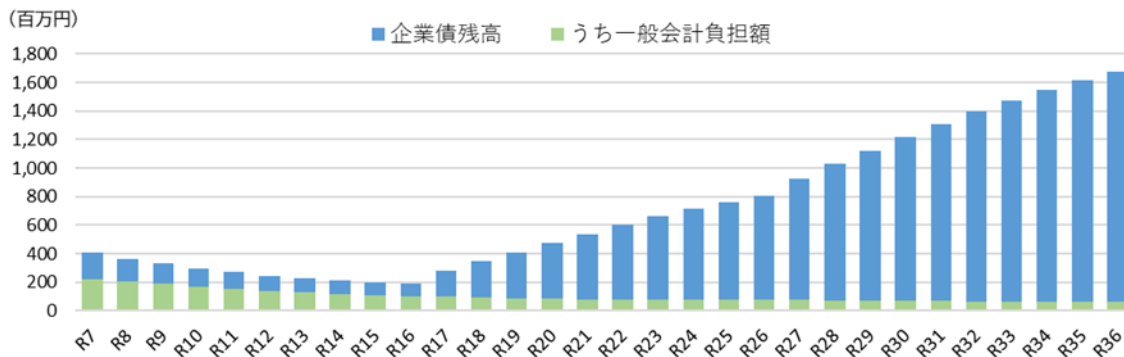
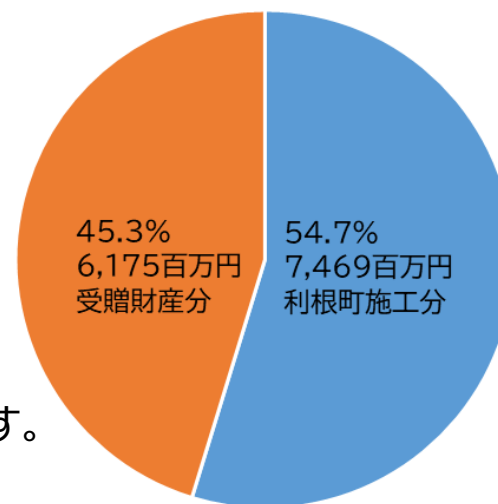
- 使用料の対象となる汚水の有形固定資産の半分近くは受贈財産（※）が占めています。

#### ※受贈財産

民間事業者などが整備した下水道施設について、町が譲り受けた（贈与を受けた）もの。  
町の支払いが無くて済んでいた資産

- 老朽化した下水道施設の更新  
半分は国の補助金、半分は企業債（借入）を予定しています。  
企業債分は下水道使用料の対象経費となります。

有形固定資産（汚水）  
に占める受贈財産



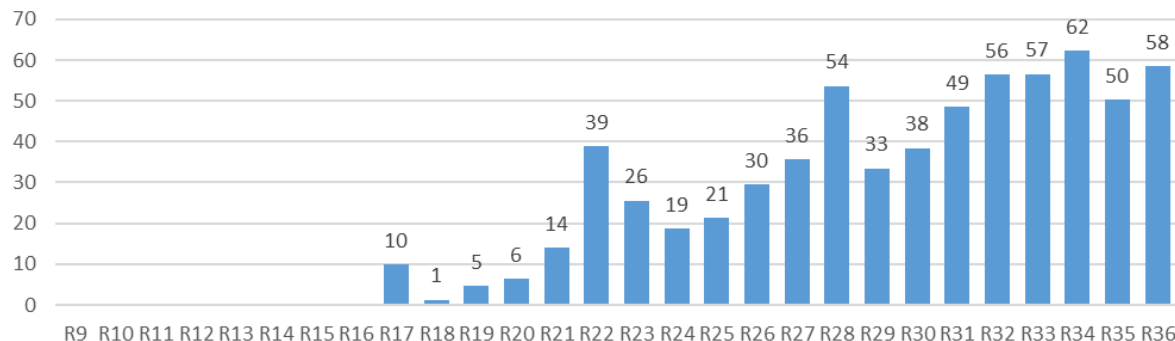
- 企業債（借入）の残高  
独立採算制の原則、受益者負担の原則の考え方から、下水道使用料により返さなければならない

## 4 使用料適正化の方向性について

### 4-3 資産維持費の試算

- 長期の投資財政計画の試算では、改定率25%（120円⇒150円）の改定を実施したとしても、人口減少による使用料減少や更新投資による負担増もあり令和17年度から財源が不足する見込み
- 以下の理由から、将来の改築財源として必要な資産維持費を設定
  - 受贈財産の更新時には自己資金による更新となること
  - 施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により新設時よりも更新費用の増大が見込まれること
  - 今後の更なる人口減少により、将来的に住民一人当たり負担額の増加が見込まれること
- 今回は経営戦略（投資財政計画）を基に以下の4パターンで資産維持費を試算
  - A) 今後10年間で生じる財源不足額を資産維持費に設定
  - B) 今後15年間で生じる財源不足額を資産維持費に設定
  - C) 今後20年間で生じる財源不足額を資産維持費に設定**
  - D) 経営戦略（投資・財政計画）の試算期間中で生じる財源不足額を資産維持費に設定

(百万円)



【計画期間中の財源不足額見込】

- A) 10年間 (R9~18) : 11百万円
- B) 15年間 (R9~23) : 101百万円
- C) 20年間 (R9~28) : 260百万円**
- D) 試算期間 (R9~36) : 664百万円



## 5 使用料改定について

### 5-1 使用料改定水準

第2回協議会において④の案が採択されました。

案	改定率	資産維持費 (年平均)	1㎡あたりの 使用料単価	改定率 (目安)
①	資産維持費を算定しない	—	150.0 円	25.0 %
②	今後10年間で生じる財源不足額を資産維持費に設定	1百万円	151.0 円	25.9 %
③	今後15年間で生じる財源不足額を資産維持費に設定	7百万円	156.1 円	30.1 %
④	今後20年間で生じる財源不足額を資産維持費に設定	13百万円	161.8 円	34.8 %
⑤	経営戦略（投資・財政計画）の試算期間中（今後28年間）で生じる財源不足額を資産維持費に設定	24百万円	171.5 円	43.0 %

将来世代へ負担を先送りしない「使用料改定水準」に決定

今後20年間（R9～R28）で  
生じる財源不足額

**2億6,000万円**

（年平均1,300万円の資産維持費）

必要な改定率の目安

**34.8%**

（現行120円換算で161.8円相当）

短期の計画では中長期の財  
源不足が見えません。

不足額を平準化して、今の  
世代から少しずつ負担を分  
かち合う案として採択され  
ました。

## 5 使用料改定について

### 5-2 茨城県内における使用料体系

使用料体系		団体数	団体名
一部 使用料制	基本使用料制	0	
	従量使用料制	1	利根町
二部 使用料制	基本使用料制 + 従量使用料制	基本水量なし	5 守谷市、小美玉市、取手地方広域下水道組合、つくば市、つくばみらい市
		基本水量あり	39 <ul style="list-style-type: none"> <li>■近隣団体(霞ヶ浦常南流域下水道) 龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、河内町</li> <li>■類似団体 結城市、常陸太田市、かすみがうら市、東海村、五霞町</li> </ul>

#### (従量使用料制の区分)

使用料体系		団体数	団体名
均一型使用料制	使用料単価が均一の使用料体系	2	利根町(120円)、行方市(170円)
累進使用料制	使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系	43	上記以外

## 5 使用料改定について

### 5-3 使用料体系の設定

- 原則 基本使用料：需要家費 + 固定費 = 2,140円
- 基本使用料が高額となってしまうため、**固定費の一部は従量使用料で賄う。**
- 企業努力として最低限行うべき 1 m<sup>3</sup>あたり単価「150円」 ※出典:総務省繰出基準より

検討内容	メリット	デメリット	方向性
一部使用料制	単純で分かりやすい 節水意識の向上	固定費回収の不安定性 利用者間の公平性	二部使用料制 基本使用料 の導入  固定費回収 の安定性確保
二部使用料制	固定費回収の安定性 公平性の確保	料金体系が複雑になる 基本使用料があるため節水努力が 使用料の低下につながりにくい	
基本使用料	固定費回収の安定性 施設維持費の回収 水を使わなくても施設の維持 費はかかる	使用水量が少ない場合の割高感 基本使用料があるため節水努力が 使用料の低下につながりにくい	
基本水量	最低限の生活用水の確保	目的が不明確 節水意識の低下 不公平感	

## 5 使用料改定について

### 5-4 第3回協議会におけるご意見等

基本使用料を500円～900円とする体系（案）を提示し、協議いただいたところ、次のようなご意見をいただきました。

- **体系（案）の基本使用料が近隣自治体と比較し低い**
- **固定費回収の安定性確保のためにも、基本使用料を近隣自治体と同程度とした案の作成**
- **小口使用者、ボリュームゾーン及び大口の福祉施設等の使用料バランスを考慮する**

## 6 使用料体系（案）について

### 6-1 使用者群の区分

- 一般排水と特定排水を区分
- 一定量以上の汚水をすべて特定排水とし、  
それ未満の汚水を一般排水とすることも差し支えない

使用水量		R6						
		調定件数		使用水量		1件あたり 使用水量 ( $m^3$ )	使用料 (税抜・円)	対象世帯・ 事業所数
		件数	割合	水量( $m^3$ )	割合			
0	0	3,511	4.9%	0	0.0%	0.00	0	547
1	5	7,296	10.2%	23,100	1.8%	3.17	2,772,000	1,306
6	10	11,797	16.5%	93,711	7.4%	7.94	11,245,320	1,980
11	20	26,813	37.6%	411,514	32.5%	15.35	49,381,680	3,563
21	30	14,676	20.6%	362,520	28.6%	24.70	43,502,400	2,437
31	40	4,653	6.5%	161,153	12.7%	34.63	19,338,360	1,012
41	50	1,537	2.2%	68,821	5.4%	44.78	8,258,520	404
51	60	511	0.7%	28,090	2.2%	54.97	3,370,800	161
61	70	156	0.2%	10,055	0.8%	64.46	1,206,600	70
71	80	65	0.1%	4,874	0.4%	74.98	584,880	37
81	90	61	0.1%	5,239	0.4%	85.89	628,680	20
91	100	24	0.0%	2,276	0.2%	94.83	273,120	13
101	500	183	0.3%	43,525	3.4%	237.84	5,223,000	32
501	1,000	37	0.1%	25,466	2.0%	688.27	3,055,920	8
1,001		14	0.0%	25,075	2.0%	1,791.07	3,009,000	2
合計		71,334	100.0%	1,265,419	100.0%	17.74	151,850,280	11,592

東京都水道局 令和2年度生活用水実態調査より

世帯人員	使用水量
1人	$8.1m^3$
2人	$14.9m^3$
3人	$19.9m^3$
4人	$23.1m^3$
5人	$27.8m^3$
6人	$34.1m^3$

←  $41 \sim 50m^3$   
大部分が一般排水が占める

←  $101m^3 \sim$  福祉施設、学校、スーパー、工場  
 ←  $501m^3 \sim$  福祉施設、学校、スーパー  
 ←  $1001m^3 \sim$  福祉施設

## 6 使用料体系（案）について

### 6-2 使用者群の区分

- 6人世帯の使用水量の平均 34.1m<sup>3</sup>
  - 41~50m<sup>3</sup> 大部分を一般排水が占める
  - 料金計算等の管理が複雑にならないよう、4区分に設定しました。
- ➡ 最終水量区分 51m<sup>3</sup>~

使用水量		R6			
		調定件数		使用水量	
		件数	割合	水量(m <sup>3</sup> )	割合
0	10	22,604	31.7%	116,811	9.2%
11	20	26,813	37.6%	411,514	32.5%
21	30	14,676	20.6%	362,520	28.6%
31		7,241	10.2%	374,574	29.6%
合計		71,334	100.0%	1,265,419	100.0%

使用水量		R6			
		調定件数		使用水量	
		件数	割合	水量(m <sup>3</sup> )	割合
0	10	22,604	31.7%	116,811	9.2%
11	20	26,813	37.6%	411,514	32.5%
21	40	19,329	27.1%	523,673	41.4%
41		2,588	3.6%	213,421	16.9%
合計		71,334	100.0%	1,265,419	100.0%

使用水量 ~30m<sup>3</sup>  
 調定件数 89.8%  
 使用水量 70.4%

使用水量 ~40m<sup>3</sup>  
 調定件数 96.4%  
 使用水量 83.1%

【採用】

使用水量		R6			
		調定件数		使用水量	
		件数	割合	水量(m <sup>3</sup> )	割合
0	10	22,604	31.7%	116,811	9.2%
11	20	26,813	37.6%	411,514	32.5%
21	50	20,866	29.3%	592,494	46.8%
51		1,051	1.5%	144,600	11.4%
合計		71,334	100.0%	1,265,419	100.0%

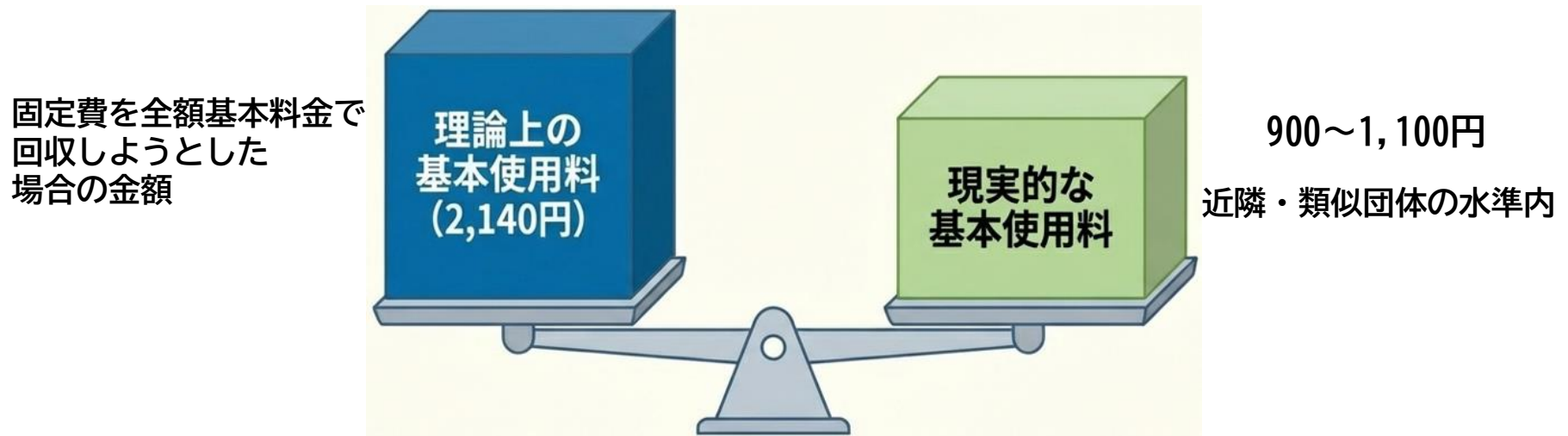
使用水量 ~50m<sup>3</sup>  
 調定件数 98.5%  
 使用水量 88.6%

## 6 使用料体系（案）について

### 6-3 基本使用料の設定

※固定費を全額基本料で回収しようとした場合の金額

## 新体系設計の難しさ：理論値(2,140円)と小口負担のバランス



原則通りに固定費全額を基本使用料に乗せると、単身世帯などへの負担が重すぎます。そのため、基本使用料は近隣水準に抑え、足りない分は「企業努力の最低基準 150円/m<sup>3</sup>」を意識した従量制で賄うバランス設計を行いました。

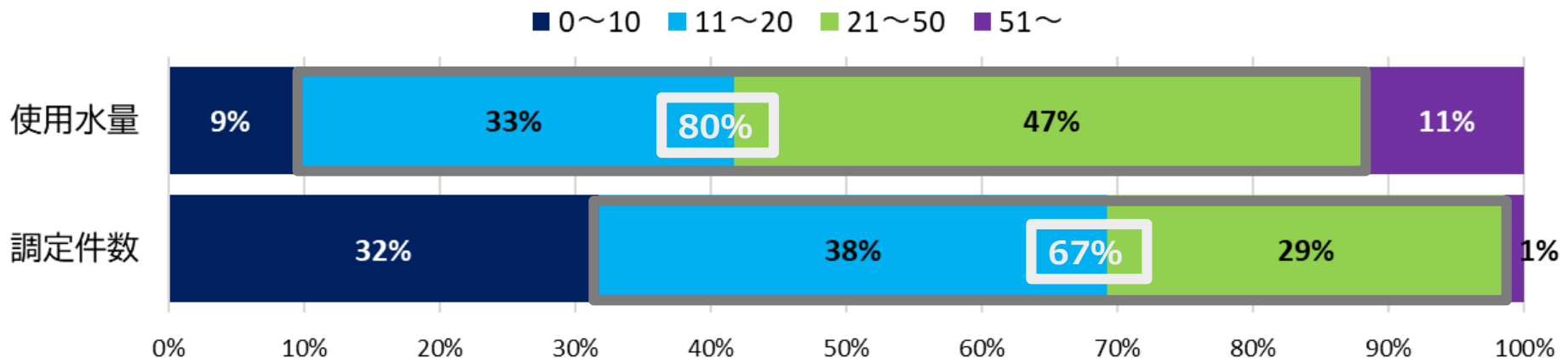
## 6 使用料体系（案）について

### 6-4 従量制：従量使用料の設定

使用水量の割合 ポリウムゾーン11～50m<sup>3</sup>は80%

調定件数の割合

0～10m<sup>3</sup>の小口使用者は約32% 11～50m<sup>3</sup>のポリウムゾーンは約67% 51m<sup>3</sup>～の大口使用者は約1%



#### 累進制を導入する目的

- 大口使用者は、下水道施設への負荷が大きいため、その分多くの経費を負担していただきます。
- 低水量の単価を低く設定し、一般家庭が必要とする最低限必要とする汚水量を安価に抑えます。

# 6 使用料体系（案）について

## 6-5 基本使用料と 累進度の設定

協議会の意見を踏まえ、基本使用料を  
900円～1,100円とする体系(案)で比較  
検討しました。

水量区分		現行	原則	案 1	案 2	案 3
基本使用料		0	2,140	900	1,000	1,100
従量 使用料	1 10	120	40	55	45	30
	11 20	120	40	155	155	160
	21 50	120	40	166	163	164
	51	120	40	176	171	169

近隣  
団体

■龍ヶ崎市 (令和2年4月)

基本水量		7m
基本使用料		900円
水量区分(1カ月)		1mあたり
従量 使用料	7m超	130円
	20m超	140円
	30m超	155円
	50m超	175円
	70m超	190円
	100m超	215円
	500m超	220円
	1000m超	225円
5000m超		230円

■牛久市 (令和6年4月)

基本水量		10m
基本使用料		1,300円
水量区分(1カ月)		1mあたり
従量 使用料	10m超	127円
	20m超	140円
	30m超	153円
	50m超	166円
	100m超	181円
	200m超	196円

■つくば市 (令和8年4月)

基本水量		0m
基本使用料		850円
水量区分(1カ月)		1mあたり
従量 使用料	0m超	80円
	5m超	140円
	20m超	150円
	100m超	160円

■稲敷市 (平成20年4月)

基本水量		10m
基本使用料		1,300円
水量区分(1カ月)		1mあたり
従量 使用料	10m超	130円
	30m超	140円
	50m超	150円
	100m超	160円

■河内町 (平成4年12月)

基本水量		10m
基本使用料		1,300円
水量区分(1カ月)		1mあたり
従量 使用料	10m超	130円
	20m超	140円
	30m超	150円
	50m超	160円
	100m超	170円

※類似団体：令和5年度「経営比較分析表」類似団体区分Cc1  
処理区域内人口3万人未満、人口密度25人/ha以上、共用開始後年数30年以上

類似  
団体

■結城市 (平成17年10月)

基本水量		10m
基本使用料		1,500円
水量区分(1カ月)		1mあたり
従量 使用料	10m超	160円
	20m超	170円
	30m超	180円
	50m超	190円
	100m超	200円

■常陸太田市 (平成2年4月)

基本水量		10m
基本使用料		1,200円
水量区分(1カ月)		1mあたり
従量 使用料	10m超	120円
	20m超	130円
	50m超	140円
	100m超	150円

■かすみがうら市 (平成18年6月)

基本水量		10m
基本使用料		1,100円
水量区分(1カ月)		1mあたり
従量 使用料	10m超	120円
	20m超	130円
	30m超	140円
	50m超	150円
	100m超	160円
	500m超	170円
	1000m超	180円

■つくばみらい市 (令和8年4月)

基本水量		0m
基本使用料		800円
水量区分(1カ月)		1mあたり
従量 使用料	1m超	80円
	10m超	140円
	20m超	150円
	30m超	160円
	50m超	170円
	100m超	180円

■東海村 (昭和63年12月)

基本水量		10m
基本使用料		1,100円
水量区分(1カ月)		1mあたり
従量 使用料	10m超	130円
	30m超	140円
	50m超	150円
	100m超	160円

■五霞町 (平成元年4月)

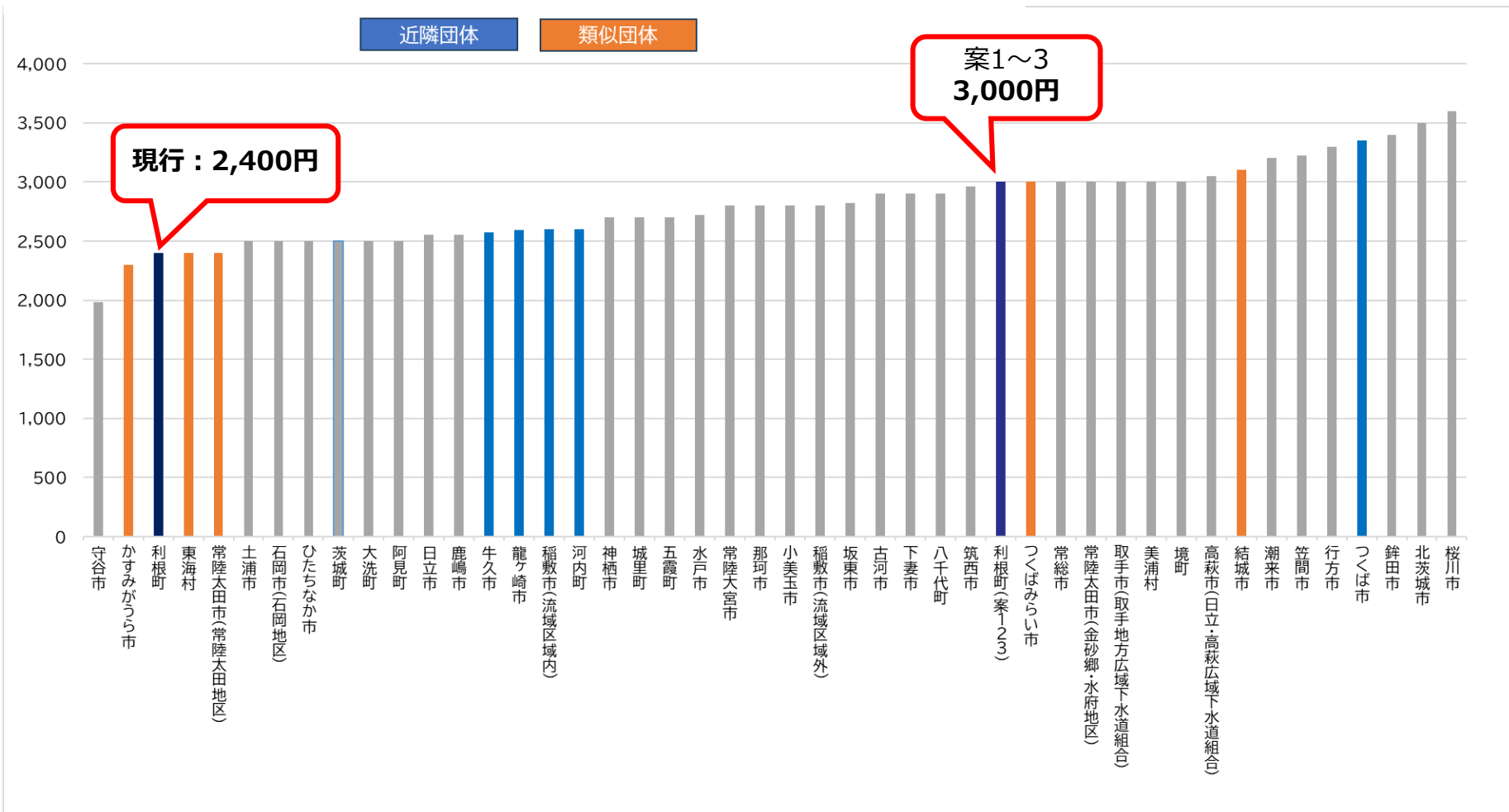
基本水量		10m
基本使用料		1,300円
水量区分(1カ月)		1mあたり
従量 使用料	10m超	140円
	20m超	150円
	30m超	160円
	40m超	170円

# 6 使用料体系（案）について

## 6-6 県内における使用料比較

- ※ 令和7年6月1日現在（令和8年4月改定 つくば市、つくばみらい市）
- ※ 1自治体内で使用料体系が異なる場合には分けて集計
- ※ 工業団地等を主対象にした公共下水道は除く
- ※ 類似団体：令和5年度「経営比較分析表」類似団体区分Cc1  
処理区域内人口3万人未満、人口密度25人/ha以上、共用開始後年数30年以上

条例上の使用料20m<sup>3</sup>使用時 使用料（1か月あたり・税抜・円） 2か月調定の団体も1か月あたりに換算し比較



## 7 協議会で採択された使用料体系（案）

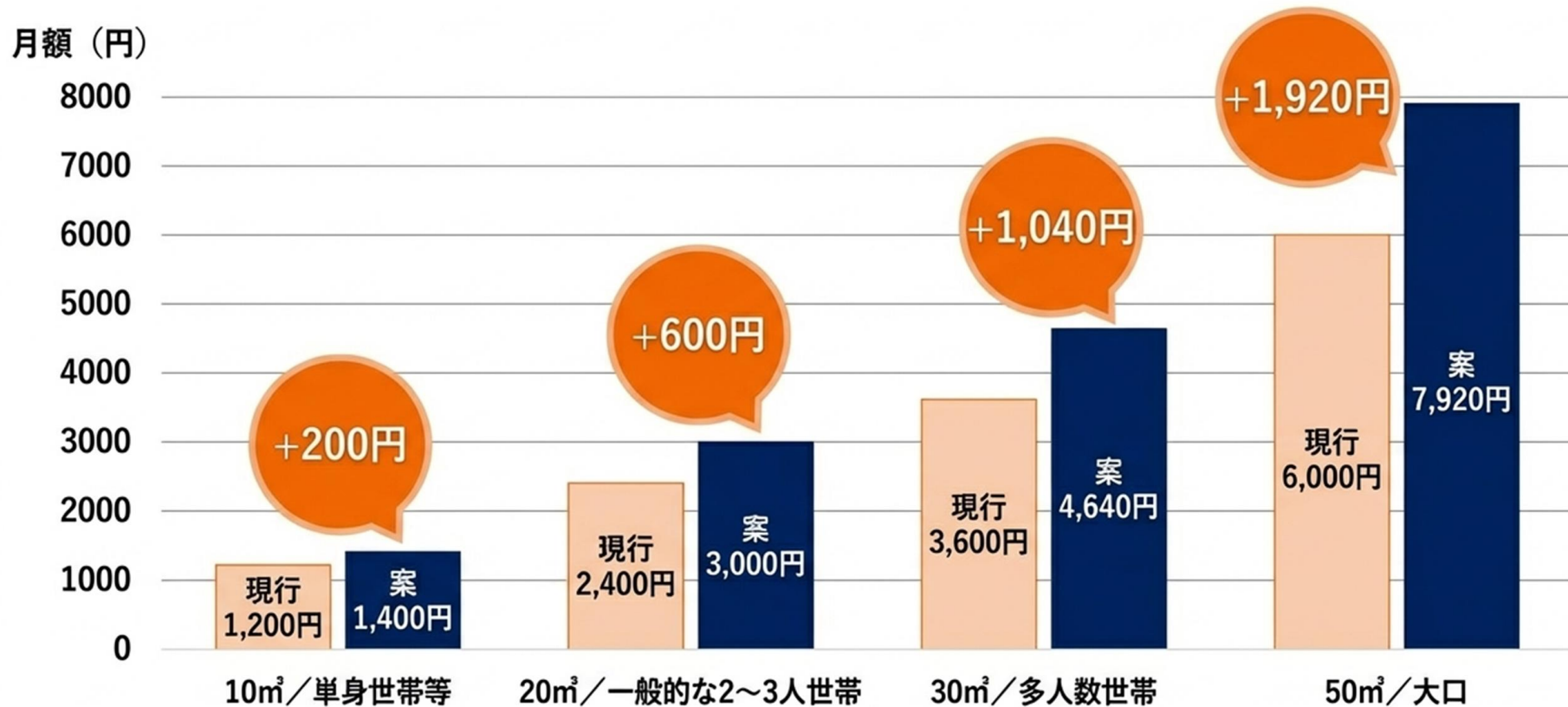
今後の人口減少による水量減にも影響を受けないよう、基本使用料を近隣団体と同程度まで引き上げ、固定費回収の安定性を重視した案が選ばれました。

基本使用料	1,100円（基本水量なし）
従量使用料（1m <sup>3</sup> あたり）	
1m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup>	30円
11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	160円
21m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	164円
51m <sup>3</sup> 以上	169円

独自設計の意図：  
原則通りに計算すると基本使用料が2,140円となり小口負担が過大になります。そのため、基本額を1,100円に抑え、10m<sup>3</sup>までの単価を30円と極めて低く設定することで、単身世帯等への激変緩和措置を講じています。

## 7 協議会で採択された使用料体系（案）

### モデル世帯への影響：水準ごとの具体的な改定額



※表示額は1か月あたりの金額(税抜)です

# 答申書における付帯意見：町民の理解獲得と今後の経営努力

協議会からは、単なる値上げの容認ではなく、町に対する厳しい経営努力と丁寧なプロセスを求める3つの付帯意見を提出します。

### 1. 財政検証と経営の安定 (受益者負担の適正化)

一般会計からの過度な繰入に依存せず、国が求める3～5年ごとの定期的な料金検証を行い、適正な受益者負担に努めること。

### 2. さらなる経営の効率化 と必要人員の確保

今後の大規模な管路更新・耐震化を見据え、投資の平準化を図るとともに、民間活力の導入等により徹底したコスト削減を図ること。

### 3. 町民への使用料改定の 周知徹底

改定の趣旨・内容について、町民へ十分な周知期間(リードタイム)を設け、効果的かつ丁寧な広報活動を展開すること。